

教委規則第3号

宇和島市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

宇和島市教育委員会  
教育長 山村 由美

教委規則第 3 号

宇和島市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 27 日

宇和島市教育委員会  
教育長 山村 由美

宇和島市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇和島市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成19年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害発生の報告)</p> <p>第 2 条 宇和島市立の小学校、中学校の校長及び幼稚園の園長（以下「校長等」という。以下同じ。）は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。以下同じ。）について、公務に基づくと認められる災害（条例第 3 条に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生したときは、公務災害発生報告書（様式第 1 号）により、教育委員会に速やかに報告しなければな</p>	<p>(災害発生の報告)</p> <p>第 2 条 宇和島市立の小学校、中学校の校長_____（以下「校長__」という。以下同じ。）は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。以下同じ。）について、公務に基づくと認められる災害（条例第 3 条に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生したときは、公務災害発生報告書（様式第 1 号）により、教育委員会に速やかに報告しなければな</p>

らない。

(補償の請求方法)

第4条 前条の通知を受けた者は、受けようとする補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第6条において同じ。）の種類に応じ、次の各号に定める請求書を、学校医等の所属する学校の校長等（学校医等が死亡し、又は離職した場合は、その死亡又は離職の直前に所属していた校長等）を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(15) (略)

(校長等の助力等)

第13条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求に必要な手続を行うことが困難であるときは、学校医等の所属学校の校長等は、これに必要な助力を与えなければならない。

2 学校医等の所属学校の校長等は、補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

らない。

(補償の請求方法)

第4条 前条の通知を受けた者は、受けようとする補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第6条において同じ。）の種類に応じ、次の各号に定める請求書を、学校医等の所属する学校の校長\_\_（学校医等が死亡し、又は離職した場合は、その死亡又は離職の直前に所属していた校長\_\_）を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(15) (略)

(校長\_\_の助力等)

第13条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求に必要な手続を行うことが困難であるときは、学校医等の所属学校の校長\_\_は、これに必要な助力を与えなければならない。

2 学校医等の所属学校の校長\_\_は、補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、速やかに証明をしなければならない。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。